

あさみどりの会 令和6(2024)年度事業計画(案)

1. あさみどりの会の基本理念

心身に障害のある人とのかかわりを通して、ボランティアの心を育み、すべての人々が共に良い人生を送れる社会づくりを行う。

2. 活動指針

①ボランティアの心を基調として活動する

法人設立の原点であるボランティア活動を事業の根幹として位置づけ、信頼関係に基づく人と人との関わりを最も大切にし、共生共存の社会づくりを行う。

②福祉運動のパイオニアとして活動する

障害のある人にもない人にも真の人間福祉を実現するために、人間探求の研究・研修を深め、人間援助の理論・方法を開発すると共に、福祉の心を広げるための社会啓発を行う。

③支援の基本姿勢は利用者本位で行う

支援者は人間の尊厳を基調として、利用者の心に聞きながら、愛と自由と安心の暮らしを実現できるように支援する。

④事業は開放的に運営する

事業・財務・人事等の情報を常に開示し、利用者・職員・市民の主体的参加のもとに、公正・公平な事業運営を行う。

⑤障害者の自立と地域生活を目標に支援を行う

幼児期からの早期発見・早期療育を経て成人期に至る発達支援を基本とし、地域社会の一員としての役割を果たしながら、地域で生き生きと暮らせることを目標に、各ライフステージに応じて一貫した支援を行う。

⑥障害児・者の家族と共に活動する

障害児・者の安心と心の豊かさを支える最大の資源である家族と共に、子どもの生涯に亘る豊かな人生を拓くための相互扶助体制づくりに取り組む。

⑦事業所は地域福祉の拠点として機能する

法人各事業所は障害児・者の発達支援・自立支援を行うと共に、その地域生活や社会活動を支援し、行政等他の機関と連携して地域のさまざまなニーズに対応する福祉の拠点として機能する。

3. 運営方針

(1) あさみどりの会の基本理念に基づく社会啓発を行う

障害のある人もない人も共に良い人生を送れる社会づくりのために、機関誌「療育援助」の発行、各種講演会、研修会、イベント、ホームページなどで社会に発信していくと共に、ボランティアの育成、施設の地域開放などにより社会との交流を深める。

(2) 幼児期から高齢期までライフサイクルに応じた一貫した支援を行う

心身に障害のある人が人間としてその意思及び人格を尊重され、幸せな生涯を全うできるようにするために、当法人が長年にわたって培ってきた理念のもと、幼児期から高齢期まで一人ひとりのライフサイクルに応じた一貫した支援を家族と事業所(支援者)が一体となって共に取り組む。

(3) 家族間の互助機能の充実

家族のグループ育成を通して家族同志の互助機能を高め、公的支援のみでは支えきれない部分も補う総合的支援を充実させることにより、真の人間福祉の実現をはかる。

(4) 親亡き後の支援体制づくり

当法人の成人のサービス利用者の親の高齢化が進み、親亡き後の先行きに不安を抱えている家族も多い。そこで家族同士(父親及び母親の会、きょうだい会など)の互助機能の強化とそれを支援する体制を整えるとともに、成年後見制度の理解と利用の促進に向けて特定非営利活動法人「蒼の会」その他関係機関との連携を推進する。

(5) グループホームその他生活環境の整備と充実

障害のある利用者一人ひとりが安心して地域の中で暮らしていけるよう、入所施設やグループホーム、その他利用者が望む生活環境の整備と充実に努め、より質の高い生活が保障されるとともに、支援者にとって働きがいのある楽しい職場にしていくために、最大限の配慮をしていく。

(6) 職員の資質の向上をはかる

各事業所における日々の実践を通して、職員一人ひとりの知識・技術の向上をはかり、事業及び支援に係る個別支援の会議・計画・記録等を着実に実施する。法人内の各種研修の充実をはかる。法人内各事業所間の経験交流や対外研修も含め、テーマをもって職員が主体的に研究・研修に取り組むことを奨励し費用の一部助成も行う。

(7) 事業経営の安定をはかる

当法人が営々と積み重ねてきた社会啓発活動と障害児者支援の実践を矜持とし、障害児・者福祉のパイオニアの自覚をもって、法人・事業所の役職員はもとより、関係者全員が制度の動向に柔軟に対応し、協力して経営の安定をはかることが必要である。

4. 組織強化

「あさみどりの風」との協働を深め、あさみどりグループとしての持続可能な共助関係を構築していくとともに、各事業所間の密接な連携と助け合いのもと、公益的な取組みと地域での活動を充実させ、各会議・部会・委員会等の活動を通して情報共有及び人材育成の取り組みを行い、法人の基本理念に根差した法人経営を行うための組織強化をはかる。

(1) **理事会**…法人の業務執行に関する意思決定機関として中長期計画、各年度の事業計画及び予算の策定、業務執行の決定、理事の職務執行における監督、理事長・業務執行理事の選定解職など法人運営の執行責任を負う。

(2) **評議員会**…理事・監事の選任及び解任、貸借対照表・収支計算書・財産目録の承認、定款の変更及び財産の処分等の法人運営に関するルールや体制の決定と事後的な監督を行う。

(3) **評議員選任・解任委員会**…理事会からの推薦又は提案を受けて、評議員の選任及び解任について審議の上決議する。

(4) **施設長会**…理事会・評議員会の議決・承認事項に基づき、各事業の実施について協議を行う。併せて施設・事業所間の連携について協議・確認を行う。
定期的にあさみどりグループの合同施設長会を開催し、主に職員研修や地域啓発、緊急時の応援等の人事交流を中心とした協力体制の確認と具体的な連携を協議する。

(5) **施設長主任会**…各事業所運営に係る共有懸案について協議が必要な時に施設長会が召集する。

(6) **事務担当者会**…各事業所における事務体制の強化等について具体的にプランの作成及び実施を行い、法人および各事業所において円滑な事務処理ができるよう努める。

(7) **委員会**…職員の資質の向上に資する活動を主に置きながら、法人の実践を言語化しエビデンスに基づいた発信をしていきながら、法人の活動を社会化していく。

①療育研究活動委員会

法人の研究活動（調査研究・実践研究・学齢児支援など）の企画運営。実践、事例発表。

法人主催の対外研修（フォーラム・あさみどり、心身障がい問題を考える集い他）及び法人職員研修（全体研修、新任職員研修、初級職員研修、中級職員研修、リーダー職員研修、自主研修、インシデント・プロセス研修）の企画運営を行う。また、理念を共有するあさみどりグループの他法人との研修を通じた人事交流の場としても位置づけ、障害福祉の未来を担う人材の育成もその目的の一つとする。

②広報委員会

法人のガイドラインに沿って法人及び各事業所のホームページ、ブログ及びSNSの適切な管理・運営に努めつつ、法人及び各事業所、委員会等の情報の発信を内外に積極的に行う。

「ラポールあさみどり」（法人の情報交換誌）の編集発行。

(8) **虐待防止拡大委員会**…障害者への虐待を防止、根絶するという機運を更に推進すると共に、身

体拘束等の適正化に取り組み、利用者の権利擁護意識をより向上させていくことを目指して、支援に係る事業所間の定期的な情報共有、各事業所の取り組みの報告、必要事項の確認等を行う。

- (9) **連絡会議**…法人各事業所の担当者間の情報共有や連絡調整等を目的とした会議
- ① **CA（障害者雇用）連絡会議**…各事業所障害者雇用の担当者間の情報共有や学習の場とする。
 - ② **グループホーム連絡会議**…各事業所 GH サービス管理責任者の情報共有や学習の場とする。
 - ③ **ボランティア担当者連絡会議**…各事業所 V。担当者の情報共有及び V。育成に係る V。スクール等の法人事業への参与。
- (10) **プロジェクト会議**…法人の事業及び活動に係る 1～2 年の短期的なプロジェクト会議

5. 中期事業計画

① さわらび園

<施設事業計画>

- ・療育体制及び療育内容の再構築と、記録類の整備（電子化を含む）
- ・医療的ケア児の受け入れに向けての体制整備
- ・地域支援（相談支援・訪問支援）の更なる展開
- ・学齢児支援の充実（保護者への相談機能、本人の意思決定支援など）
- ・母親の会および父親の会との連携の推進
- ・職員のスキルアップのための研修プログラムの構築

<施設整備計画>

- ・園舎改築後 10 年の経過に伴う外壁等の改修

② べにしだの家

<施設事業計画>

- ・安定した支援体制確保に向けた人財の確保と定着
- ・利用者の障害特性、重度化、高齢化に係る職員の専門性を高める研修と資格取得の推進
- ・利用者の関心事、障がい特性、高齢化などを踏まえ個別の表現活動を含めた日中活動の充実を図る
- ・植物栽培装置「おあしすくん」の再稼働
- ・医療機関、介護事業所、他福祉サービス事業所等他機関との連携推進
- ・生活棟改修に伴う入所利用者の地域移行に向けた個別支援計画の見直し

<施設整備計画>

- ・べにしだの家大規模修繕
- ・名古屋市との協議を踏まえ高齢化に向けた生活環境の改善
- ・あらわいの家エレベーター設置 等

③ れいんぼうワークス

<施設事業計画>

- ・利用者の障害特性、高齢化に係る職員の専門性を高める各種研修と資格取得の推進
- ・地域の医療機関、他福祉サービス事業所等他機関との連携推進
- ・ホームの 365 日支援に向けた人員確保と体制作り
- ・農作業（自然栽培）を軸に農福連携の推進と周辺地域との連携強化

<施設整備計画>

- ・農作業の拡がりに対応した設備整備
- ・グループホームの整備（虹の家Ⅲ・Ⅳの外壁改修工事等）

④ あらくさ

<施設事業計画>

- ・安定的な運営に向けた新たな利用者の確保
- ・利用者の障害特性、高齢化に係る職員の専門性を高める研修と資格取得の推進
- ・嘱託医との契約を含め、地域の医療機関、他福祉サービス事業所等他機関との連携推進
- ・パン店の地域での活用方法およびあり方の検討と推進
- ・ホームの支援者の確保と体制作り

<施設整備計画>

- ・パン製造に関する機械の整備とメンテナンス
- ・利用者増員に係る作業室の整備
- ・サンサンビルの設備の必要なメンテナンスとあらくさの家の継続した水害対策

6. 令和6(2024)年度 事業の概要

(1) 社会福祉事業

□社会福祉法第2条第2項に定める第一種社会福祉事業および類似事業

障害者支援施設「べにしだの家」(施設入所支援定員30人/名古屋市中村区鴨付町)

□社会福祉法第2条第3項に定める第二種社会福祉事業及び類似事業

ア. 障害児通所支援事業

○児童発達支援センター「さわらび園」

(児童発達支援定員30人・保育所等訪問支援/名古屋市千種区新池町)

イ. 障害福祉サービス事業

①生活介護事業所

○べにしだの家(定員60人/名古屋市中村区鴨付町)

主たる事業所:べにしだの家(中村区鴨付町)

従たる事業所:あらい作業室(中村区荒輪井町)

○れいんぼうワークス(定員23人/愛西市西條町)

○あらくさ(定員20人/千種区神田町)

②共同生活援助事業所…2事業所・グループホーム12ヶ所(定員73人)

○べにしだ共同生活援助事業所(定員30人/名古屋市中村区)

ながおさホーム・あらいの家・こがもホーム・ゆうゆう・いなばじホーム

○れいんぼう共同生活援助事業所(定員30人/愛西市西條町)

虹の家・虹の家Ⅱ・虹の家Ⅲ・虹の家Ⅳ・虹の家Ⅴ

○あらくさ共同生活援助事業所(定員12人/千種区)

あらくさの家・神田ホーム

③知的障害児・者短期入所事業(べにしだの家・定員2人+空床/名古屋市中村区鴨付町)

ウ. 相談支援事業(べにしだの家・さわらび園)

エ. 日中一時支援事業(べにしだの家・れいんぼうワークス)

(2) 公益を目的とする事業

ア. 療育援助事業

既存の諸制度の網の目からもれた部分等で、援助を必要とする障害児(者)および家族・団体への援助を行い、家庭療育・地域療育の促進をはかる。

①療育相談(一般児童相談を含む、要予約)

②在宅心身障害児の家庭療育援助および各地療育グループの援助

③母親研修会(心身障害についての基礎学習、年10回)

④支援者養成に係る事業所見学会

⑤その他ボランティア派遣

イ. ボランティア育成事業

法人の中核事業として位置付けると共に、学生及び社会人の生涯学習の場として、生きがいをもとめ、人の役に立ちたいという人々のニーズに応え、社会活動参加への基礎的・専門的学習の機会を設け、福祉実践活動への方向づけを行う。

①あさみどりボランティアサークル連絡協議会の開催 4月27日(土)

②ボランティア・スクール 10月16日(水)~12月7日(土)全5講座

③なないろコンサートの開催 11月30日(土)

④ボランティアグループの育成

ウ. 地域啓発事業

福祉活動に地域住民が直接参加し、また学ぶ機会を持つことにより、心身障害問題への理解を深めコミュニティ・ケアの担い手となる人々の輪が広がっていくよう働きかけていく。

①機関誌『療育援助』の発行(月1回)

- ②フォーラムあさみどり 5月19日(日)
 会場：東京第一ホテル錦
 テーマ：「地域共生社会の実現に向けて ～未来への提言～」
 内容：法人催事、講演、鼎談
 講師：講演 野崎伸一氏
 鼎談 野崎伸一氏 國信綾希氏 田中雅樹氏

- ③心身障がい問題を考える集い 7月6日(土)
 会場：ウィンクあいち
 テーマ：「弱さを愛せる社会へ」
 内容：講演、ゼミナール
 講師：野澤和弘氏(植草学園大学副学長)

- ④さわらび祭(2月11日)

- ⑤各事業所の地域開放(随時)

- ⑥しんいけ子どもクラブ(年間5回)

- ⑦各事業所の地域事業

みんなのれいんぼう祭(6月22日)／さわらび運動会(10月13日)
 ベニフェス(11月2日)

エ. 野外活動事業

あさみどりの会の実践活動は、昭和36年の親と子のサマースクールから始まった。人間と自然とのふれあい、合宿による人間同志のふれあいを通して真の人間性の回復をはかる。

- ①あさみどりの会研修所「郡上山の家」の運営(7月山の家準備・10月山の家片付け)
 ②れいんぼうワークス山の家合宿(10月/1泊2日・3回)
 ③あらくさ山の家旅行(9月～10月/1泊2日・2回)
 ④新池子どもクラブ・わいわいキャンプ(7月26日～28/2泊3日)
 ⑤療育グループ親子療育キャンプ(8月2日～4日/2泊3日)
 ⑥さわらび園親子療育キャンプ(8月9日～11日/8月23日～25日/2泊3日・2回)
 ⑦学童合宿(7月13日～15日・小学生合宿/9月21日～23日/中学生/2泊3日)
 ⑧農業体験プログラム(学齢児を中心に年間を通して実施)

オ. 家族の支援活動

- ◎障害をもった子どもの生涯の幸せを願って計画的に活動する保護者のグループを支援する。
 フォーラムあさみどりの前に行われる後援会役員会や連絡会議で各グループの情報交換を行う。
 ◎成人事業所ごとに年2回「きょうだいの会」を開催する。定期的に会報を発行する。
 ◎保護者グループ名(令和5年4月現在)
 【父親のグループ】あらくさの会・かわせみの会・虹の会・あしたばの会・フォルテ
 クラブヤジオ・かたつむりの会・べにしだの家自立をすすめる会
 【母親のグループ】みどりの会・四季の会・わらの会・樹の会・すばるの会・もえぎの会
 ウイングの会・あゆみの会・あじさいの会・こもれびの会・あんずの会・東風の会・風の会
 リズム・宙(そら)の会・こだまの会・JOY!!・コパン・いちごの会

(3) 職員研修

- ①法人職員全体研修 4月6日(土)・9月7日(土/あさみどりグループ合同開催)
 法人理念及び運営方針について全職員の共有を図り、実践研究発表を含めた研修を実施する。
 ②法人が主催または後援する啓発事業参加(「心身障がい問題を考える集い」「フォーラムあさみどり」)
 職員研修の一環として位置づけ、職員の参加を勧める。
 ③世話人新人研修 5月25日(土)
 グループホームに初めて勤務する職員を対象。
 ④新任職員研修 5月11日(土)
 新規採用職員を対象。職員としての心構え、交流等を目的に行う。
 ⑤初級職員研修 12月14日(土)
 2～3年目の職員を対象。

- ⑥中級職員研修Ⅰ 1月11日(土)
4～10年目の職員を対象。
- ⑦中級職員研修Ⅱ 11月27日(水)／12月3日(木)
10年以上の職員を対象。
- ⑧ラウンドテーブル 9月14日(土)／10月5日(土)
リーダー養成を目的とした研修。年2回開催。
- ⑨事務職員研修
会計業務に係る研修。年1回～2回開催。
- ⑩管理者系研修 5月27日(月)／1月16日(木)
施設長及び主任等を対象にした施設運営に係る研修。年1回～2回開催。
- ⑪宿泊型療育実地研修 小・中学生合宿(7/13～15, 9/21～23)
所属施設長の推薦による。対象プログラムはさわらび園の幼児及び学齢児を対象にした宿泊型療育。成人事業所の中級職員を対象とし、法人の出発点でもあったさわらび園における障害児療育の実践に触れ、ライフステージに応じた一貫した支援と予防福祉の意味合いを学ぶ。
- ⑫インシデント・プロセス研修 年10回・第2水曜日18:00～
各事業所の上級職員を対象に、名古屋市立大学大学院医学研究科教授の山田敦朗氏を講師として、インシデントプロセス法について学習し、法人職員の人材育成に寄与する。
- ⑬発達障害対応研修 成人施設(れいんぼう・あらくさ・べにしだ)
各年3回(6月・9月・1月)
各施設単位で、年間通して発達障害の関わりについて、長年発達障害児者支援に携わられた小林信篤氏(横浜市)を講師として、取り組みを提示してカンファレンスを行う。
- ⑭自主研修
常勤全職員を対象。基本他施設実習(事業所間の交換研修含む)。企画書の提出によって選出。
- ⑮各施設における研修活動
各施設の実情に合わせて、事例研究会・現場研修等を実施する。
- ⑯外部研修への参加
知的障害者福祉協会・愛知県社会福祉協議会・社会就労センター協議会などが主催する研究大会・研修会などへ職員を派遣する。
- ⑰社会福祉士・介護福祉士等の資格取得の奨励 職員が職務に関連する資格を取得することを奨励し支援する。

7. 法人役職員

理事会	理事	理事長	後藤秀爾
		事務局長	島崎徹也
		業務執行理事	追分伸夫 山本智恵
			島田修三 菅沢 豊
	監事	渡邊 勝 北村榮章	
	事務局員	池田陽子	

(※ 顧問：島崎春樹)

村上正城(顧問税理士)／加古 朗(顧問社労士)

評議員会	評議員	鵜飼信孝 青山達雄 森 弘典 坪内勝彦 野々山郁 渡邊幸良 堀美和子 江部眞弓
------	-----	--

令和6(2024)年度 各事業所事業計画 (案)

【1】重点目標

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">さわらび園</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童発達支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・発達支援および家族支援の基本的なプログラムをベースにおきながら、個々の児童の状況や多様化しているや家庭状況に柔軟に対応する体制の工夫を図る。 ・看護師の配置をし、医療的ケア児の受入れ体制を整える。 ・ICTを導入し、業務の効率化をはかる。 2. 療育グループ事業 (名古屋市事業) <ul style="list-style-type: none"> ・就園前グループの受入れについて、東部地域療育センターとの連携を強化していく。 ・並行グループにおけるクラス編成やプログラムの再構築を行う。 ・卒園後の学齢期以降の支援メニューの再構築をはかるための準備を進める。 3. 保育所等訪問支援事業 地域のインクルージョンの中核機能として、保育所等訪問支援の実践を広げ、地域の保育所等への相談援助等の役割を果たしていく。 4. 障害児相談支援事業 地域の発達支援に関する入口としての相談機能を果たしていくために地域の子どもに関する機関との連携を深めると共に、自立支援協議会等を通して地域の相談支援事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーション機能を果たす。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ふにしの家</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法人倫理綱領及び職員行動規範に即した権利擁護意識の啓発と向上に努める。 2. 本体施設の大規模修繕を実施する。 3. 将来の生活棟改修に伴う生活環境の整備を想定しつつ、個々の生活支援ニーズを踏まえて総体的な居住場所の再検討に着手する。 4. 植物栽培装置「おあしすくん」の再稼働、表現活動の推進、アート作品の製品化等日中 活動の更なる充実に向けた具体的な体制準備を進めていく。 5. 利用者の障害特性及び多様化する状態像に対応しうる支援スキルの向上を図る。 6. 家族会、自立をすすめる会、きょうだい会、蒼の会との連携を維持し、共同体としての 営みを具体的に展開していく中で互助機能の強化を図る。 7. 新型コロナウイルス等感染症対策を日常的に意識し、継続して取り組む。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">れいんぼうワークス</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本的な支援 <ul style="list-style-type: none"> ・法人倫理綱領及び職員行動規範に即した権利擁護意識の啓発と向上に努める。 ・利用者一人一人のニーズを的確にとらえ、言葉のみならず様々な形で表出される意思を汲み取り、ご本人の意思決定のサポートを第一に考えて支援を行う。 2. 生活介護事業 <ul style="list-style-type: none"> ・作業環境の整備、個別のニーズ、特性を考慮した活動の提供に努める。 ・農作業は自然栽培の野菜作りを通して、地域とのつながりや連携をますます推進していく。 3. 共同生活援助事業所 安心安全な暮らしの提供とそのための更なる支援者の確保、育成に努める。 4. スタッフ育成 <ul style="list-style-type: none"> ・有期契約職員も含め全スタッフの支援力向上、多角的な視点と知識習得のため、発達障害対応研修をはじめとした研修への積極的な参加を推奨する。 ・情報共有をしていきながら風通しのよい職場づくりを行い、チーム支援を行っている意識を培っていく。 5. 健康推進 <ul style="list-style-type: none"> ・個々の状況を確認しながら運動の機会を提供し、健康増進に努める。 ・有効な感染防止策を引き続き行いながら、口腔ケアをはじめとした健康管理を丁寧に行い、状況に合わせて迅速に対応できるようにしていく。 6. 防災強化 防災用品、備蓄品の見直しを行い、整備していくと共にスタッフの研修を行い、地域との連携強化をはかる
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">あらくさ</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和6年4月に1事業所として独立後、安定した利用者支援を基本として事務機能に関しても安定した運営ができるよう努める。 2. 【生活介護】 利用者一人ひとりのニーズをつかむためのアセスメントをしっかり行ない、個別支援計画に反映させ、スタッフ全員で支援の方向性を一つにする。 3. 【共同生活援助】 同性介助の体制を確立するため、引き続きスタッフの募集、採用を強化する。支援の方向性を共有するための会議、研修の充実。 4. 【支援力向上】 障害特性、虐待防止、身体拘束適正化、感染対策等支援に必要な内部研修の実施と外部研修の積極的受講。 5. 【家族との連携】 作業見学会（父親参観、母親参観）の実施。スタッフとの交流が安心感につながる機会とする。